

大井社労士事務所便り

児童手当制度が変わりました

◆児童手当の変更

令和 6 年 10 月 1 日から児童手当制度が改正されています。今回の改正は、子育て支援の強化を目的としており、子どもを育てる従業員の生活に密接に関わるものです。改正のポイントを押さえ、育児と仕事の両立支援に活かしていきましょう。

◆改正のポイント

1. 支給対象の拡大

これまで児童手当は中学生までが対象でしたが、令和 6 年 10 月 1 日からは高校生年代（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）も支給対象となりました。

2. 所得制限の撤廃

従来の児童手当には所得制限がありましたが、これが撤廃されました。

3. 支給額の増額

第 3 子以降の児童に対する支給額が月額 30,000 円に増額されました。なお、カウント方法は、22 歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とすることとなりました。

4. 支給時期の変更

児童手当の支給時期が年 3 回から隔月（偶数月）の年 6 回に変更されました。

5. 申請手続きの注意点

今回の改正により新たに児童手当の支給対象となる方は、令和 7 年 3 月 31 日までに市区町村へ申請を行うことで、令和 6 年 10 月分からの児童手当を受給することができます。申請を忘れて遅れたりすることのないよう、今回の改正についてお知らせするとともに、早めの手続きを呼びかけるとよいですね。

【こども家庭庁「もっと子育て応援！児童手当」】

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jidouteate/mottoouen>



11 月 1 日から自転車の危険運転に罰則が科されます

◆道路交通法の改正

令和 6 年 11 月 1 日より、自転車の「運転中のながらスマホ」と「酒気帯び運転および幫助」に対して、新しく罰則が適用されます。

◆運転中のながらスマホ

自転車に乗りながら、スマートフォン等を手で保持して通話したり、画面を注視したりする行為が新たに禁止され、罰則の対象になります。

- ・違反者は、6 か月以下の懲役または 10 万円以下の罰金

- ・交通の危険を生じさせた場合は、1 年以下の懲役または 30 万円以下の罰金

◆酒気帯び運転および幫助

酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が適用されます。

- ・違反者は、3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金

- ・自転車の提供者は、3 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金

- ・酒類の提供者・同乗者は、2 年以下の懲役または 30 万円以下の罰金

◆自転車運転者講習制度

上記は、「自転車運転者講習制度」の対象となります。

す。また、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の自転車運転の危険行為（信号無視や指定場所一時不停止、通行区分違反や安全運転義務違反等）を反復して行った者も講習制度の対象となります。

＊受講命令違反は、5万円以下の罰金

免許なしで誰でも乗れる自転車だからこそ、従業員が通勤や業務で自転車を使用する場合、十分に注意するよう喚起しましょう。

【警察庁「自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました」】

https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/law/R6poster/R6_leaflet_jitensya_b.pdf

高齢者の就業率の増加と厚労省が公表した「高齢者の活躍に取り組む企業の事例」

◆65歳以上の就業者数は914万人で過去最多

総務省が「敬老の日」（9月16日）にちなんで公表した取りまとめによれば、65歳以上の就業者数は20年連続で増加し、914万人と過去最多となっています。就業者総数に占める65歳以上の就業者の割合は13.5%で、およそ7人に1人を65歳以上の就業者が占めています。

◆65歳以上の就業率は25.2%

また、65歳以上人口に占める65歳以上の就業者の割合は25.2%と、10年前と比較すると5.1ポイント増となり、この数字は主要国の中でも高い水準となっています。年齢階級別にみると、65～69歳は52.0%、70～74歳は34.0%、75歳以上は11.4%と、いずれも過去最高となっています。

特に、65歳～74歳の就業率は年々顕著に高まっており、元気なうちは働こうという高齢者が増えていることがうかがわれます。

◆厚労省が公表した「高齢者の活躍に取り組む企業の事例」

そのような中で、厚生労働省は先日、「高齢者の活躍に取り組む企業の事例」を公表しています。ここでは、高齢者の人事・給与制度の工夫に取り組む企業（14社）にヒアリングを実施し、年齢にかかわらず高齢者が活躍できるよう、スキルに応じた処遇を進め、役職定年や定年制の見直し等に取り組む事例を紹介しています。

企業における高齢者の割合が増加していくことが見込まれる中、自社の制度を検討するうえでも、ぜひ

参考にしてみてください。

【厚生労働省「高齢者の活躍に取り組む企業の事例を公表します」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_43828.html

11月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

15日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請書(10月31日の現況)の提出 [税務署]

12月2日

- 個人事業税の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 所得税の予定納税額の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]